

内より走出候もの有之候。四兵衛鎗持、いまだ橋際に罷在候内に付、それは誰にて候やと尋候へば、柳澤四兵衛と申候に付、そのまゝ鎗の鞘投候て、鎗を脇にかい込み御門内へかけ入り候へども、御番衆も見とがめ不申候。下乘にて見候處、四兵衛は深手負、倒れかかり被申候處へ参りかゝり候。相手を尋候へば、是も手負ながら櫻田御門の方へ参候を追付、四兵衛家來と名乗、うしろより突候へば、横合に前迄突通し、そのまゝ鎗の柄にて薙倒し突殺し候。その所へ御番手の同心共數十人罷越、鎗持は取込罷在候。其後御目付衆被罷越、雙方相果候うへは、家の内へ案内申遣、死骸爲引候て可然旨に付、先づ檢校の子の骸引申候。四兵衛には子もなく、柳澤美濃守保明、其頃は至て小身にて彌太郎と申候。四兵衛爲に從子に付、罷出で死骸請取被申候。其砌鎗持をば、同心等數十人にて打圍み罷在候。死骸を駕籠の内へ入申を見居申候處、いづれも無調法にて、散々見苦仕形にて、而も難入相見申候に付、鎗持右圍みの中より脱出で、かけ付候ていただき立、駕籠の内へ押入れ、御暇乞にて御座候旨申拜伏仕候。同心等追詰候て、狼藉者として取

々捕候へば、外へ遁走り申拙者にては無之候。主人へ暇乞仕候旨答候て、又如元立歸り候へば打圍み罷在候。扱雙方死骸も引候て御目付衆、右鎗持を召出し、其方も主人の爲を大切に存じ、早速敵迄も打取候事は、奇特千萬に候へども、御大法を背き、御城内へ長道具を持罷越候儀、其分に難被指置候。仍て禁半申付候旨被申渡候へば、謹で畏り申候。但主人喧嘩と承候ては、御支關の上迄も、可成迄は罷越候意得に御座候と申候。直に致禁半候。百日許立候て出牢被仰付、江戸無構候に付、誰やらん承及申方へ抱られ、又鎗持仕罷在候。暫く間有之、其主人まで彌太郎より被申越候は、其許に被召使候鎗持は、拙子不召使して不叶もの候。段々の首尾は御聞及と存じ候。達て所望仕候條、此方へくれらるべき旨被申越候。主人も尤に存じ候。其身へ申聞け自是可申入旨返答仕候。扱其段申聞け暇遣候間、彌太郎殿へ可参旨申聞け候處、鎗持申候は、彌太郎方へは如何様にしても難参候。其仔細は喧嘩の節、於御城内私罷在候前を、彌太郎兩三度被罷通候。何とか一言の挨拶も可有之儀に存候處、左様の体も無之候。然れば相知申儀に候故、か様の

方へ奉公の望無之旨申切罷在候。其趣追て主人より相違候處、重て彌太郎より申來候は、於御城中一言の挨拶も不申聞候儀、其身にては左様に存じ候事尤に候。四兵衛一類にては、御大法を背き申、長道具致持参者の儀故、公儀を憚り態と挨拶に不及候。心底には珍重に存候。此儀承届、何とぞ罷越候様に仕度と申來る。主人も強て罷越候様に仕度由被申候。就夫致納得、左候はゞ願事候間、御叶候はゞ可参旨申候。願の儀承り候へば、江戸にて無隠鎗持にて、其類多く有之、多く博突の仲間候。只今迄博突の負め、過分の儀に候。此金銀不殘彌太郎殿より償給候はゞ、奉公に可罷出と申候。安き願とて不殘つぐなひ被遣候。扱鎗持役は赦免候て、若黨に仕り、豊田儀兵衛と稱し被申候。然處間もなく彌太郎殿出頭いたされ、段々御加増拜領有之候。御加増毎に、儀兵衛へ少し宛心附有之、七百石迄給申候て、足輕頭被申付候。無筆文盲にて、役儀勤めかね候故、役儀被申付候毎に、相役の者被呼出、儀兵衛事は仔細有之者の儀は、いづれも可存候。随分助合候て、爲勤候様に頼候旨被申渡候。今甲斐守殿代にも罷在候。子二人有之、是も被召使候。

子どもへの異見には、武士は色々武藝有之、皆々稽古の様子に候。我等鎗持の節、鎗の使様も不存候。其外太刀・馬等に至まで、一色も不存候。只心法の一事は不取亂候故、眼もくらみ不申敵も見分申候。刀指にても心法くらみ候へば、何の武藝も役に立不申ものと見申候。其方ども指て武藝の稽古は望無之候。只々心法くらみ不申候儀第一に候。扱は文盲にて手跡不相叶事、老後迄も難儀に及候。其用心尤の旨申候。先生話

一、長新丞の僕三太郎藤堂家へ召出さる

長九郎左衛門家老長新丞家の僕に、三太郎と云者あり。能州にて龍が濱百姓の子にて、初て新丞方へ奉公に出づ。或夜小者共打寄り茶飲咄に、人々の願を云。或は金銀を持ち町人に成度とも、又は大百姓に成て田地持度とも、取々申内三太郎は、何とぞ馬に乗、鎗もたせて土に成度と云。傍輩共いはれざる大望とて笑ひぬ。或時新丞へ暇をも不請、伊勢へ被参仕候。越前福居にて質屋へ立寄、我脇刺を出し、如何様にも不苦候間、大小兩腰に替てくれよとて、銀子差添遣ければ則替て遣候。それを帶て参宮し、直に京へ出